桂川町営住宅入居者資格について

町営住宅には、次の⑴～⑻の条件を満たしていなければ、申込むことができません。

⑴ 町内に住所又は勤務場所を有されている方

⑵ 入居申込者は、成年者（２０歳未満の既婚者を含む）であり、同居又は同居しようとする親族がある方

○　夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

○　婚約中の方が申込まれる場合は、原則として入居の手続時までに婚姻を証明する戸籍謄本か、婚姻届受理証明書が提出されないときは失格となります。

＜単身での申込みについて＞

○　次の各号のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難と認められる方は申し込みできません。

(ｱ) 満６０歳以上の方

(ｲ) 障害者基本法第２条に規定する障害者の方で、次のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が１級から４級の方

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級から３級の精神障害の方

・上に規定する精神障害の程度に相当すると認められる知的障害の方

(ｳ) 戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症までまたは同法別表第１号表ノ３の第１款症である方

(ｴ) 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方

(ｵ) 生活保護を受けている方または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第４条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けている方

(ｶ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方

(ｷ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入居者

(ｸ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けたもので、（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア）配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号（配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条（配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者。

（イ）配偶者暴力防止等法第１０条第１項又は第１０条の２（配偶者暴力防止等法第２８条の２においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当

該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していない者

(3)収入基準に合う方

同居しようとする家族（婚約者も含む）の収入を含め、諸控除後の入居収入基準額が次の金額であることが必要です。

（１世帯で２人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。）

＜収入基準＞

公営住宅	一般世帯の場合	月額　158,000 円以下であること	・・原則階層世帯
	高齢者・障害者世帯等の場合	月額　214,000 円以下であること	・・裁量階層世帯

改良住宅	一般世帯の場合	月額　114,000 円以下であること	・・原則階層世帯
	高齢者・障害者世帯等の場合	月額　139,000 円以下であること	・・裁量階層世帯

裁量階層世帯とは

ア　満 60 歳以上の方からなる世帯又は満 60 歳以上及び満 18 歳未満の方からなる世帯。
イ　身体障害者（身体障害者手帳１～４級）の方のいる世帯。
ウ　精神障害者（精神障害者保健福祉手帳１・２級程度）の方のいる世帯。
エ　知的障害者（療育手帳の重度又は中度程度）の方のいる世帯。
オ　戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで及び別表第１号表ノ３の第１款症）のいる世帯。
カ　被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方のいる世帯。
キ　海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方のいる世帯。
ク　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入居者等
ケ　同居者に中学校就学の終期に達するまでの方のいる世帯

(4)現在住居に困っている方

持家の方は申込みできません。

(5)過去において

過去に町営住宅に入居していた方については、不正な使用をしたことがないこと。(無断退去、家賃滞納など)

(6)共同生活を円満にすることができる方

犬、猫等のペット類の飼育による迷惑及び楽器等の騒音暴力行為その他公の秩序風俗に反する迷惑行為を行ってはいけません。

(7)入居に際しては、緊急連絡人が必要になります。

※緊急連絡人は入居者の安否確認などの緊急時や、近隣に対しての迷惑行為、その他町に損害を与

えた場合など必要に応じて連絡します。

(8)暴力団員でない方

入居者及び同居しようとする方が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２表第１項第６号に規定する暴力団でない方。